3　大型捕鯨業者は、前項の規定による通知を受けたときは、同項の期間内は、当該鯨種別及び水域別のひげ鯨及びまつこう鯨を捕獲してはならない。

（捕獲の制限）

第三十五条　大型捕鯨業者は、乳飲み稚鯨及び稚鯨（乳飲み稚鯨を含む。）を伴う雌鯨を捕獲してはならない。

第三十六条　削除

（鯨体処理場の使用の許可等）

第三十七条　大型捕鯨業者は、当該大型捕鯨業の許可に係る船舶ごとに、その使用する鯨体処理場について農林水産大臣の許可を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2　（略）

3　大型捕鯨業者は、第一項の許可を受けた鯨体処理場以外の場所において、捕獲した鯨を処理してはならない。

4　（略）

（捕獲鯨の表示及び報告）

第三十八条　（略）

2　大型捕鯨業に従事する船舶の船長は、鯨を捕獲したときは、三時間以内に次の各号に掲げる事項を当該鯨を処理しようとする鯨体処理場の設置の許可を受けた者に報告しなければならない。

一～三　（略）

（捕獲の制限）

第三十五条　大型捕鯨業者は、次に掲げる鯨を（第九号に掲げる鯨にあつては、毎年三月一日から六月三十日までの期間内は）捕獲してはならない。

一　乳飲み稚鯨又は稚鯨（乳飲み稚鯨を含む。）を伴う雌鯨

二　こく鯨又はせみ鯨（北極鯨を含む。）

三　白ながす鯨

四　ざとう鯨

五　ながす鯨

六　いわし鯨

七　体長十二・二メートル未満（食料又は飼料に供する場合にあつては、体長十・七メートル未満）のにたり鯨

八　体長九・二メートル未満のまつこう鯨

九　北緯四十度の線以南の北太平洋の海域における体長十三・七メートル以上のまつこう鯨

2　前項第七号から第九号までの規定において「体長」とは、鯨の甲板及び鯨体（例外的な場合を除くほか、鯨体背部に沿うものとする。）に平行な上あごの先端（まつこう鯨にあつては、頭の最先端）から尾ひれの岐点までの直線の長さをいう。

（えい航の制限）

第三十六条　大型捕鯨業者は、捕獲した鯨を、大型捕鯨業の許可に係る船舶以外の船舶にえい航させてはならない。ただし、大型捕鯨業の許可に係る船舶が接岸できないため必要な限度において他の船舶にえい航させる場合その他やむを得ない事由がある場合は、この限りでない。

（大型鯨体処理場の使用の許可等）

第三十七条　大型捕鯨業者は、当該大型捕鯨業の許可に係る船舶ごとに、その使用する大型鯨体処理場（第八十三条に規定する大型鯨体処理場をいう。以下この節において同じ。）について農林水産大臣の許可を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2　（略）

3　大型捕鯨業者は、第一項の許可を受けた大型鯨体処理場以外の場所において、捕獲した鯨を処理してはならない。

4　（略）

（捕獲鯨の表示及び報告）

第三十八条　（略）

2　大型捕鯨業に従事する船舶の船長は、鯨を捕獲したときは、三時間以内に次の各号に掲げる事項を無線電信で当該鯨を処理しようとする大型鯨体処理場の設置の許可を受けた者に報告しなければならない。

一～三　（略）